

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
 【専用ダイヤル】 0570-081-222 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

② 請求書等の記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

日付	品名	金額
11/1	米 A	5,400円
11/1	牛肉 A	10,800円
合計 8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー B	2,200円
合計 10%対象		88,000円
合計		131,200円

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉 B	10,800円
合計		43,200円

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー B	2,200円
合計		88,000円



- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒ 現行の請求書と変わりありません。